

○与那原町切土盛土に関する指導要綱

昭和58年5月25日

制定

(目的)

第1条 この要綱は、与那原町における農地、原野等の切土、盛土の開発行為により道路、排水路等の破損、または土砂の流出、隣接地の冠水、浸水等の災害、または地域住民とのトラブルを未然に防止するため、開発行為を行う者に一定の基準に基づき開発を行わせしめ、地域の秩序ある発展を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この要綱は、本町で500m²以上の開発行為を行う者に適用する。

(申請及協議)

第3条 前条により、開発行為を行なおうとする者は、事業施行前15日までに開発行為申請書(第1号様式)を町長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には切土、盛土の概要説明書、周辺地主および住民の同意書を添付しなければならない。

(協議及指示)

第4条 町長は、前条による申請を受理したときは、すみやかに現場調査を行うとともに道路、排水路、土羽等の基本計画について協議し、工事方法等について指示するものとする。

(安全対策)

第5条 開発行為を行なおうとする者は、事業施工にあたっては災害防止施設を設置するとともに、地域住民の生命、財産の保護ならびに生活環境の保全に最善の努力を払うものとする。

(立入検査)

第6条 町長は、第4条の規定により協議し、もしくは指示した事項について、必要な限度において、その職員に工事現場または事務所等に立ち入り、工事の実施状況、工事に関する図書、またはその他の工作物について検査させることができる。

(被害の補償)

第7条 事業主は、その施工によつて利害関係を有する地主および付近住民に被害を生じた場合は、自己の責においてその損害を補償するものとする。

(原状回復)

第8条 事業主は、その事業施工が主な原因により道路、排水路等の公共施設を破損、汚損したときは、すみやかに原状に復するものとする。

(違反措置)

第9条 町長は、第4条の規定による協議および指示に違反した者があるときは、事業の停止もしくは開発の許可を取り消すことができる。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、昭和58年6月1日より施行する。

様式 略